

# 菊池道場(本部・支部)セミナー等開催に際しての 新型コロナウイルス感染拡大防止のための運営ガイドライン(第2版)

2020年8月15日  
2020年9月12日改訂  
全国ネット菊池道場

## 1. はじめに

本指針は、公益財団法人全国公民館連合会が2020年5月14日に発表した(同年5月25日に一部改訂)「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、講演者、参加者、主催関係者(以下、運営スタッフ)の安全を最優先事項として、全国ネット菊池道場の本部・支部が主催するセミナー等における新型コロナウイルス感染症への感染防止対策をまとめたものである。ここでいう「セミナー」は通常の参加者を会場に入れた形式をさすが、配信を主目的としたオンラインセミナーを行う場合にも、この感染防止対策に準拠して実施するものとする。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

セミナー主催者は、会場となる施設管理者の感染拡大防止のための対策に従うものとする。

特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

## 3. セミナー等の実施に際して講じる具体的な対策

### ◆セミナー等開催前

- ①開催にあたり、使用する会場と十分な打ち合わせを行う。
- ②収容人数は、会場の規定・方針に従い、通常の3分の1から2分の1を目安とする。
- ③開催時間は、内容に応じ、できる限り短くするよう設定する。
- ④状況に応じ、セミナー等を中止・延期する必要があることを告知文の中に明記する。
- ⑤参加者を広く募る懇親会は設定しない。
- ⑥参加者名簿を作成し、参加者の氏名及び緊急連絡先を把握する。また、参加者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ⑦セミナー等の運営スタッフの氏名及び緊急連絡先を把握して、名簿を作成する。また、運営スタッフに対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ⑧本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。
- ⑨オンラインによる開催や、オンラインとの併用により、感染リスクを極力減らすための方策についても十分検討する。

### ◆セミナー等当日

- ①セミナー運営スタッフの感染防止策として以下の措置を講ずる。
  - (1)セミナー等の運営に必要な最小限度の人数とする。
  - (2)マスク着用や手指消毒を徹底する。
  - (3)自宅で検温をし、37.5度以上の発熱がある場合(または平熱比1度超過)は自宅待機とする。
  - (4)運営スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握する。

(5)運営スタッフに感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

## ②セミナーの運営に関して、参加者の感染防止策として以下の措置を講ずる。

(1)セミナー等の会場入口に行列が生じる場合、1~2mを目安に間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。

(2)大規模会場では、座席エリアごとの時間差での入場、退場等の工夫を行う。

(3)体温管理・衛生管理等を実施する。

・受付時に非接触型体温計により、参加者の体温を測定する。

・検温の結果、37.5℃以上の発熱が確認された場合、入場をお断りする。

・入場後も、咳が止まらない等の症状が確認された場合、運営スタッフの判断により、退場いただくことを検討する。

(4)マスク着用及び定期的な手指消毒を徹底する。

・会場の出入り口に、消毒液を設置する。

(5)座席は原則として指定席とする。

(6)座席は最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を開けて配置する。

(7)1時間に1回程度、会場内の換気を行う。

(8)セミナー等の開催時間中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知する。

(9)講師、主催者と来場者が接触するような演出(来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等)は行わないこととする。

(10)熱中症予防等の健康維持のための飲食を除いて、会場内での飲食は原則禁止とする。

(11)書籍販売場所には、飛沫防止対策を講じ、キャッシュレス決済を行うなど対面する機会・時間を極力短くする。

(12)以上のことを伝えるポスターを作成し、受付の見やすいところに掲示する。

(13)退場時に来場者に対し、セミナー等終了後2週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処の仕方を周知する。

## ③セミナー開催時の感染が疑われる事態が生じた場合の対応

(1)会場の管理責任者に速やかに報告をする。

(2)速やかに別室へ隔離する。

(3)対応は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた者が行うこととし、準備のない場合は、会場管理者、消防署職員等に依頼する。

(4)感染者が発生した部屋の換気を行う。

(5)セミナー等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。

(6)感染者と接触した運営関係者等および参加者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。

(7)症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。

## ◆セミナー等終了後

①会場内の机、いす、ドアノブ等の設備をアルコールで消毒する。

②感染が疑われる者がセミナー等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

以上